



埼玉県報

第232号
令和3年(2021年)
8月6日
金曜日

目次

訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）

告示

- デジタルトランスフォーメーション実行支援業務委託に関する落札者等の公示（行政・デジタル改革課）
- 第5次県庁LAN基本設計等策定業務委託に関する落札者等の公示（情報システム戦略課）
- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 令和3年度第2回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

埼玉県訓令第二十三号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合において、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条から前条までの規定にかかわらず、知事が別に定める。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
デジタルトランスフォーメーション実行支援業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2丁目10番3号
- 5 落札金額
148,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年4月23日

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

第5次県庁LAN基本設計等策定業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年6月25日

4 落札者の氏名及び住所

デロイトトーマツコンサルティング合同会社 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

5 落札金額

48,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年4月30日

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和三年八月十一日から令和四年二月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番の土地

告 示

埼玉県告示第九百二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年八月六日

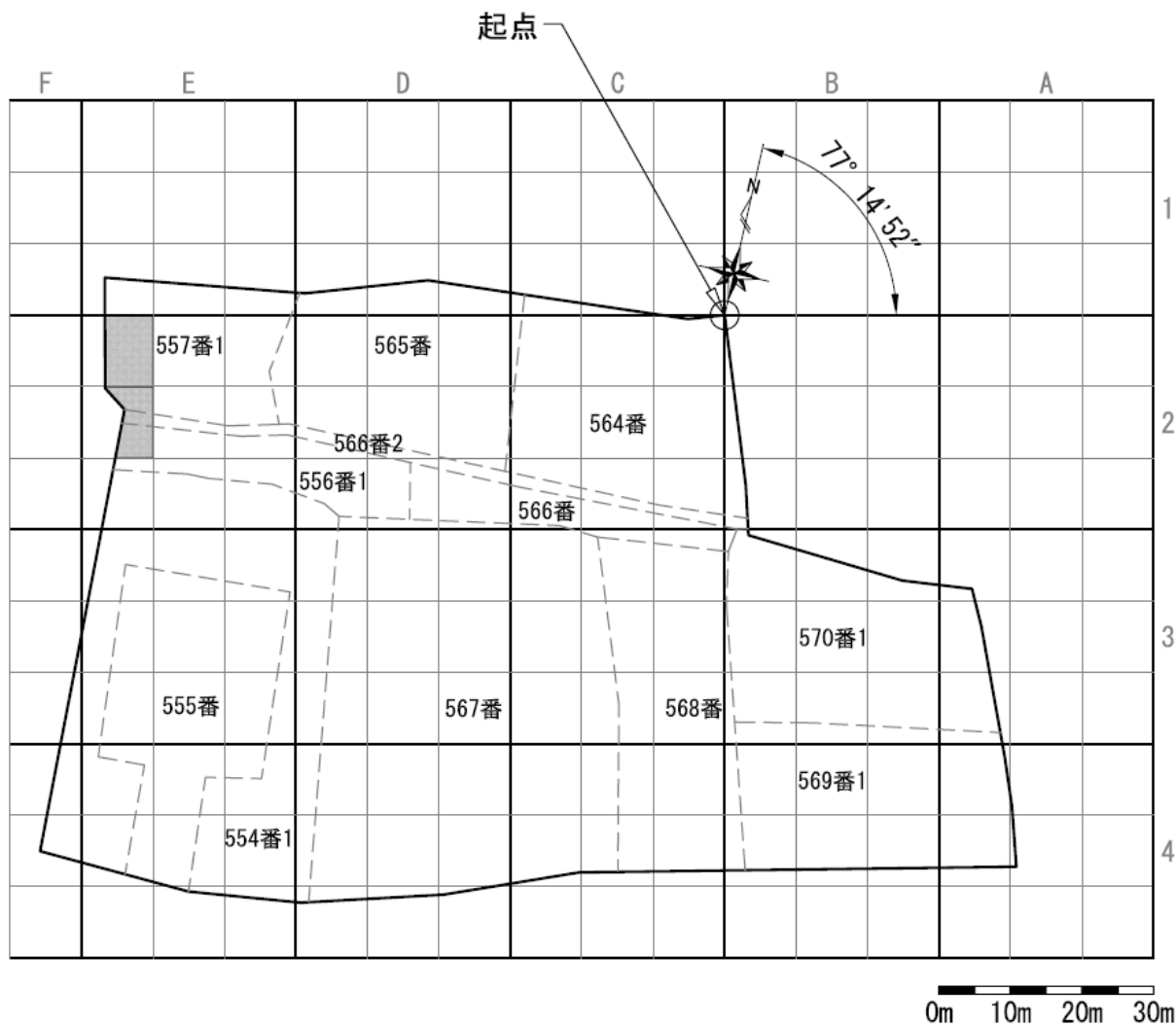
埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県吉川市大字高久字佐左エ門五百五十六番一の一部、五百五十七番一の一部及び五百六十六番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、埼玉県吉川市大字高久字佐左エ門564番の最北端とする。

格子の回転角度：77度14分52秒

- 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 敷地境界
- 地番境界

告 示

埼玉県告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台四四番
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県所沢市大字新郷二〇四番五、二〇四番三九
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第九百三十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町三山字田ノ頭三四三番（次の図に示す部分に限る。）
、
字田ノ頭山四二二五番、四二二七番一、四二二七番二、四二二八番、四二二九番、
四二三〇番一、四二三〇番二、四二三五番、四二四九番から四二五三番まで、四
二五四番一、四二五四番二、四二五五番、四二五六番、四二五七番一、四二六七
番から四二八〇番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については択伐による。

字田ノ頭山四二二八番、四二五四番二、四二五五番、四二五六番（以上四
筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁
及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

令和三年埼玉県告示第六百二十五号で公示した公共測量は、令和三年六月二十五日終了した旨測量計画機関である富士見市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年八月六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年八月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和三年九月定例会提出予定案件について

ロ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第110号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

令和3年8月6日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク ^{けん}牽引免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和3年9月11日（土）

イ 技能審査

令和3年9月18日（土）及び10月5日（火）から10月8日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和3年10月12日（火）から10月15日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和3年8月6日（金）から8月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）